平成２３年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目20番17―1723号
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３９号
神奈川県三浦郡葉山町一色1750番地の１　葉山エコーハイツ314号
債務者　木下　東吾
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４０号
神奈川県三浦郡葉山町一色1750番地の１　葉山エコーハイツ314号
債務者　木下　里佳
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２５号
青森県上北郡東北町上北南２丁目31番地343　高橋アパート１号
債務者　沼山　　昭
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
神奈川県横須賀市二葉１丁目11番１―117号
債務者　幸野　信子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９９９号
神戸市須磨区小寺町３丁目２番12号、従前の住所神戸市長田区蓮宮通２丁目９番地の34
債務者　河村　春秀
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４３号
神戸市北区甲栄台５丁目９番１号
債務者　清水　洋行
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
松江市浜乃木４丁目10番32号
債務者　松井　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
北海道枝幸郡枝幸町北栄町1473番地１
債務者　工藤　静子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第２４号
北海道網走市潮見７丁目13番12―４号
債務者　中村　克己
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
群馬県安中市下磯部370番地50　下磯部県営住宅Ｃ棟44号
債務者　川田　明夫
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８９号
群馬県藤岡市下戸塚12番地１
債務者　櫻井　清美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３００号
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉2235番地１
債務者　堀口　初江
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５９８号
埼玉県川越市大字砂758番地１　しんたく荘２号館１階１号室
債務者　三浦　高寛（旧姓駒場）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１３号
埼玉県川越市大字鯨井1806番地　エスパース・リッシュ403号室
債務者　森田　秀夫
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２７号
埼玉県富士見市大字東大久保612番地14
債務者　目代　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５３号
埼玉県飯能市大字岩沢235番地の13
債務者　木村加奈子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部